

滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）等の一部改正および地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正による手数料の追加および額の改定を行い、ならびに駐車場の使用料の減免の対象となる障害者の範囲を見直すため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 土壤汚染対策法の一部改正に伴い、同法に基づく事務手数料に汚染土壤処理業許可に係る譲渡および譲受の承認申請等に対する審査の手数を追加することとします。（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

汚染土壤処理業の許可の譲受け、合併、分割、相続について法令に位置づけられたことに伴い、申請に対する審査の手数を新たに設定するもの。

・汚染土壤処理業の譲渡および譲受等に係る承認の申請に対する手数料 120,000円（新設）

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、同法に基づく事務手数料に 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の申請に対する審査の手数を追加することとします。（第 1 条による改正後の別表第 62 関係）

排出事業者責任の共有や親子会社間での相互処理を行うことができるとする法改正に伴い、2 以上の事業者による産業廃棄物の処理の申請等に対する審査の手数を新たに設定するもの。

・産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の申請に対する手数料 147,000円（変更134,000円）（新設）

- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料の額を改定することとします。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく事務手数料のうち、二級建築士試験または木造建築士試験の手数料（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

・二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 16,900円 → 17,700円

イ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に基づく事務手数料のうち、砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料および砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

・砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料	37,700円	→	33,900円
・砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料	17,000円	→	15,000円

ウ 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務手数料のうち、次に掲げる手数料(第1条による改正後の別表第36関係)

- (ア) 危険物取扱者の免状の交付の手数料
- (イ) 危険物取扱者試験の手数料
- (ウ) 消防設備士免状の交付の手数料
- (エ) 消防設備士試験の手数料
- (オ) 危険物取扱者免状の再交付の手数料
- (カ) 消防設備士免状の再交付の手数料

・危険物取扱者免状の交付の手数料	2,800円	→	2,900円
・危険物取扱者試験の手数料	甲種 5,000円	→	6,500円
	乙種 3,400円	→	4,500円
	丙種 2,700円	→	3,600円
・消防設備士免状の交付の手数料	2,800円	→	2,900円
・消防設備士試験の手数料	甲種 5,000円	→	5,700円
	乙種 3,400円	→	3,800円
・危険物取扱者免状の再交付の手数料	1,800円	→	1,900円
・消防設備士免状の再交付の手数料	1,800円	→	1,900円

エ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務手数料のうち、容器検査および容器再検査の手数料(第1条による改正後の別表第46関係)

・繊維強化プラスチック複合容器または圧縮天然ガス自動車装置用容器に係る容器検査または容器再検査			
内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき180円	→	160円
・高強度鋼容器に係る容器検査または容器再検査			
内容積30リットル以上の容器	1個につき220円	→	210円
内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき220円	→	210円
・その他の容器に係る容器検査または容器再検査			
内容積1リットル未満の容器	1個につき90円	→	80円

オ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務手数料のうち、充てん設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可の申請に対する審査の手数料(第1条による改正後の別表第55関係)

・充てん設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可に対する審査の手数料	19,000円	→	17,000円
---------------------------------------	---------	---	---------

カ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく事務手数料のうち、破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の手数料(第1条による改正後の別表第64の2関係)

・ 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する手数料 75,000円 → 67,000円

(4) 次に掲げる条例に定める駐車場の使用料の減免の対象に知的障害者および精神障害者が自ら運転する場合ならびに重度の精神障害者が同乗する場合を追加することとします。

(第1条～第4条関係)

ア 滋賀県使用料および手数料条例

イ 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）

ウ 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）

エ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）

オ 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）

カ 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）

キ 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）

ク 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）

ケ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）

有料の駐車場を有する施設における駐車場使用料について、障害者の減免規定を以下の通り改めるもの
[自ら運転する場合] 身体障害者 → 障害者
[同乗の場合] 重度の身体、知的障害者 → 重度の障害者

(5) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。ただし、(3)ウの改正規定については、同年5月1日から施行することとします。

議第 35 号

滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 28 号中「16,900円」を「17,700円」に改め、同項第 63 号中「37,700円」を「33,900円」に、「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第 82 号の 2 中

「土壌汚染対策法第 23 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1 件につき 222,000 円

「土壌汚染対策法第 23 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1 件につき 222,000 円

土壌汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査の手数料

1 件につき 120,000 円

土壌汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併または分割の承認の申請に対する審査の手数料

1 件につき 120,000 円

土壌汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査の手数料

1 件につき 120,000 円

改める。

別表第 28 の 2 第 4 項注中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者」に、「身体障害または知的障害」を「障害（障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。）」に改める。

別表第 36(6)の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表(7)の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表(10)の項中「2,800

円」を「2,900円」に改め、同表(11)の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表(14)の項および(16)の項中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第46(16)の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改める。

別表第55(13)の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

別表第62(4)の項の次に次のように加える。

(4)の2 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査の手数料	同	147,000
(4)の3 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査の手数料	同	134,000

別表第64の2(9)の項中「75,000」を「67,000」に改める。

(滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1項注3中「いう。」の右に「以下同じ。」を加え、同表第6項注中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者」に、「身体障害または知的障害」を「障害(障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。)」に改める。

(滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)」に、「身体障害または知的障害」を「障害(同号に規定する障害をいう。)」に改める。

- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)別表第2第1項注6
- (2) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42号)別表第2項注2
- (3) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)別表第2項注2
- (4) 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第53号)別表第3項注
- (5) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)別表注12

(6) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）別表注5

（滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3注4(3)中「身体障害または知的障害がある者」を「障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県使用料および手数料条例別表第36の改正規定は、同年5月1日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p>(28) 建築士法に基づく事務手数料</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 19,200円</p> <p>建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 500円</p> <p>建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円</p> <p>建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき <u>16,900円</u></p> <p>建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料</p> <p>一級建築士事務所 1件につき 14,000円</p> <p>二級建築士事務所または木造建築士事務所 1件につき 10,000円</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p>(28) 建築士法に基づく事務手数料</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 19,200円</p> <p>建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 500円</p> <p>建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円</p> <p>建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき <u>17,700円</u></p> <p>建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料</p> <p>一級建築士事務所 1件につき 14,000円</p> <p>二級建築士事務所または木造建築士事務所 1件につき 10,000円</p>

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 500円

(29)～(62) 省略

(63) 砂利採取法に基づく事務手数料

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円

砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円

砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき 8,600円

砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 37,700円

砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 17,000円

(64)～(82) 省略

(82)の2 土壌汚染対策法に基づく事務手数料

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 240,000円

土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 224,000円

土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 500円

(29)～(62) 省略

(63) 砂利採取法に基づく事務手数料

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 18,000円

砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 8,300円

砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の手数料 1件につき 8,600円

砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 33,900円

砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円

(64)～(82) 省略

(82)の2 土壌汚染対策法に基づく事務手数料

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 240,000円

土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 224,000円

土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理

業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 222,000円

(追加)

土壤汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査の手数料 1件につき 30,900円

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,800円

(82)の3～(88) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第28 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1～3 省略

4 駐車場使用料

表 省略

注 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の

業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 222,000円

土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査の手数料
1件につき 120,000円

土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併または分割の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 120,000円

土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 120,000円

土壤汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査の手数料 1件につき 30,900円

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 24,800円

(82)の3～(88) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第28 省略

別表第28の2

琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料

1～3 省略

4 駐車場使用料

表 省略

注 障害者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合お

規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。

別表第29～別表第35 省略

別表第36

消防法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(5) 省略	
(6) 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付の手数料	2,800円
(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の手数料	
ア 甲種危険物取扱者試験	5,000円
イ 乙種危険物取扱者試験	3,400円
ウ 丙種危険物取扱者試験	2,700円
(8)および(9) 省略	
(10) 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付の手数料	2,800円
(11) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の手数料	
ア 甲種消防設備士試験	5,000円
イ 乙種消防設備士試験	3,400円
(12)および(13) 省略	
(14) 危険物の規制に関する政令第35	1,800円

よび重度の障害（障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。

別表第29～別表第35 省略

別表第36

消防法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(5) 省略	
(6) 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付の手数料	2,900円
(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の手数料	
ア 甲種危険物取扱者試験	6,500円
イ 乙種危険物取扱者試験	4,500円
ウ 丙種危険物取扱者試験	3,600円
(8)および(9) 省略	
(10) 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付の手数料	2,900円
(11) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の手数料	
ア 甲種消防設備士試験	5,700円
イ 乙種消防設備士試験	3,800円
(12)および(13) 省略	
(14) 危険物の規制に関する政令第35	1,900円

条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付の手数料	
(15) 省略	
(16) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付の手数料	1,800円

注 省略
別表第37～別表第45 省略
別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(15) 省略	
(16) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査または政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査の手数料 ア 省略 イ 繊維強化プラスチック複合容器または圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査 （ア）～（ウ）省略 （エ）内容積1リットル以上5リットル未満の容器 （オ）省略	1個につき 180円

条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付の手数料	
(15) 省略	
(16) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付の手数料	1,900円

注 省略
別表第37～別表第45 省略
別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(15) 省略	
(16) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査または政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査の手数料 ア 省略 イ 繊維強化プラスチック複合容器または圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査 （ア）～（ウ）省略 （エ）内容積1リットル以上5リットル未満の容器 （オ）省略	1個につき 160円

ウ 高強度鋼容器（アまたはイに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査	
（ア）内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>220円</u> に10リットルまたは10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加えた金額
（イ）内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
（ウ）および（エ）省略	
エ その他の容器に係る容器検査または容器再検査	
（ア）～（カ）省略	
（キ）内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>
(17)～(19) 省略	

注 省略
別表第47～別表第54 省略
別表第55

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(12) 省略	
(13) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備または装	<u>19,000円</u> に変更に係る充てん設備の数に乗じて得た金額

ウ 高強度鋼容器（アまたはイに規定する容器を除く。）に係る容器検査または容器再検査	
（ア）内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>210円</u> に10リットルまたは10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加えた金額
（イ）内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>
（ウ）および（エ）省略	
エ その他の容器に係る容器検査または容器再検査	
（ア）～（カ）省略	
（キ）内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>
(17)～(19) 省略	

注 省略
別表第47～別表第54 省略
別表第55

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(12) 省略	
(13) 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備または装	<u>17,000円</u> に変更に係る充てん設備の数に乗じて得た金額

置の変更の許可の申請に対する審査の手 数料	
(14)～(20) 省略	

注 省略
別表第56～別表第61 省略
別表第62
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(4) 省略	
(追加)	
(追加)	
(5)～(21) 省略	

別表第63～別表第64 省略
別表第64の2

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(8) 省略	
(9) 法第70条第1項の規定に基づく破碎	同 75,000

置の変更の許可の申請に対する審査の手 数料	
(14)～(20) 省略	

注 省略
別表第56～別表第61 省略
別表第62
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(4) 省略	
(4)の2 法第12条の7第1項の規定に基 づく2以上の事業者による産業廃棄物 の処理に係る特例の認定の申請に対す る審査の手数料	同 147,000
(4)の3 法第12条の7第7項の規定に基 づく2以上の事業者による産業廃棄物 の処理に係る特例の認定に係る事項の 変更の認定の申請に対する審査の手数 料	同 134,000
(5)～(21) 省略	

別表第63～別表第64 省略
別表第64の2

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(8) 省略	
(9) 法第70条第1項の規定に基づく破碎	同 67,000

業の事業の範囲の変更の許可の申請に
対する審査の手数料

業の事業の範囲の変更の許可の申請に
対する審査の手数料

以下 省略

以下 省略

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 宿泊施設</p> <p>表 省略</p> <p>注1および2 省略</p> <p>3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4および5 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</u></p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 宿泊施設</p> <p>表 省略</p> <p>注1および2 省略</p> <p>3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4および5 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注 <u>障害者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</u></p>

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則、付則および別表第1 省略</p> <p>別表第2（第11条、第23条関係）</p> <p>1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）</p> <p>表 省略</p> <p>注1～5 省略</p> <p>6 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）</u>が自ら運転する場合および<u>重度の身体障害または知的障害がある者</u>で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合の駐車施設の使用については、無料とする。</p> <p>7 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>本則、付則および別表第1 省略</p> <p>別表第2（第11条、第23条関係）</p> <p>1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）</p> <p>表 省略</p> <p>注1～5 省略</p> <p>6 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）</u>（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および<u>重度の障害（同号に規定する障害をいう。）</u>がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合の駐車施設の使用については、無料とする。</p> <p>7 省略</p> <p>2 省略</p>

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 駐車場 表 省略 注1 省略</p> <p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 駐車場 表 省略 注1 省略</p> <p>2 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</u></p> <p>3 省略</p>

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）</u>が自ら運転する場合および<u>重度の身体障害または知的障害がある者</u>で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）</u>が自ら運転する場合および<u>重度の障害（同号に規定する障害をいう。）</u>がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。</p>

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。</u></p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。</u></p>

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注1～11 省略</p> <p>12 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）</u>が自ら運転する場合および<u>重度の身体障害または知的障害がある者</u>で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。</p> <p>13以下 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 駐車場</p> <p>表 省略</p> <p>注1～11 省略</p> <p>12 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）</u>（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および<u>重度の障害（同号に規定する障害をいう。）</u>がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。</p> <p>13以下 省略</p>

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 駐車場 1台1日につき 840円</p> <p>注1～4 省略</p> <p>5 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の身体障害または知的障害がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。</u></p> <p>6 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 駐車場 1台1日につき 840円</p> <p>注1～4 省略</p> <p>5 <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。</u></p> <p>6 省略</p>

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>表 省略</p> <p>注1～3 省略</p> <p>4 滋賀県立総合病院駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>身体障害または知的障害がある者</u>で病院事業庁長が別に定めるものが来院する場合</p> <p>(4) 省略</p> <p>5および6 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>表 省略</p> <p>注1～3 省略</p> <p>4 滋賀県立総合病院駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）</u>で病院事業庁長が別に定めるものが来院する場合</p> <p>(4) 省略</p> <p>5および6 省略</p>